

第 45 回公害紛争処理連絡協議会から

「山梨県公害紛争処理の現況」

元山梨県公害審査委員候補者

弁護士 八巻佐知子

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました弁護士の八巻佐知子と申します。本日は、このような機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。短い時間ですが、よろしく願いいたします。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は弁護士で、修習期は55期です。平成18年4月から山梨県弁護士会で登録をしております、昨年度は弁護士会の副会長をさせていただいております。会では子どもの権利委員会の委員長をしております、公害とは実際にはこの調停ぐらいしか関わる機会がないような者なので、このような場所で私が説明させていただくというのは大変僭越ではございます。説明が不十分だったり、公害の本質的な部分の質問をいただいても、十分にお答えできないところがあるかもしれませんが、何とぞお許しください。

山梨県公害紛争処理の現況について（資料p. 1～p. 3）

では、山梨県の公害紛争処理の現況と、それから私が携わりました事件について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、山梨県では、公害紛争処理については委員会を常設しておりませんで、委員の候補者というのを毎年選任しております。委員の人数、候補者の人数は13名でして、法律関係分野といたしまして弁護士から4名、公衆衛生部門といたしまして医学・学識経験者が3名、それから産業技術分野、学識経験者といたしまして6名が選任されております。弁護士については、平成26年度から事件数の増加に伴い4名に増員したという経緯があります。

私は、平成19年から26年度まで8年間、公害紛争処理委員の候補者を務めさせていただきました。弁護士登録をさせていただいたのが平成18年なので、ほぼ新人の19年に候補者にさせていただきました。山梨県も大胆なことをするなと思えますけれども、当初の説明で、平成18年度、19年の当時、まだ山梨県では申し立てが1件あっただけだということと、まだ山梨県弁護士会では女性会員が3名しかいなかったのがたびたび回ってきておりましたので、正直な話、これもその一つなのかなというような感覚で引き受けたという次第でございます。

ところが、数年たって、平成22年ごろから申し立て件数が急増いたしました。これま

での処理事件についてご説明させていただきたいと思いますが、平成17年に1件あった事件ですが、これが昭和45年に委員会が設置されてから初めての事件でした。それから、平成22年以降に8件の申し立てがあったということで、急激に増えているということがおわかりいただけるかと思います。

処理事件の内容につきましてですが、公害の内容といたしましては、悪臭が1件、振動に関するものが1件、それから低周波含む騒音に関するものが7件に分けられます。

被申請人につきましては、自治体が2件、法人と事業者が6件、その他が1件ということですが、その他は、前の表にあります⑧のスポーツ少年団による騒音被害に関する調停ということで、スポーツ少年団が被申請人となっている事件が1件ありました。

調停を求める事項につきましては、損害賠償等の金銭的な請求、補償の請求をしているものが2件、公害の原因に対する低減の対策が7件、その他、使用禁止、紛争解決努力等が2件ということで、複数にあわせておりますが、そのような内容のものが多くということで、金銭的な補償を求めるものというよりも、公害そのものの低減の対策を求めるものが多かったという実態でした。

結果につきましてですが、調停成立が2件、打ち切りが7件となっております。

1つ戻っていただいて、調停成立は、③及び⑦で、今日ご説明させていただくのは⑦なのですが、③は、私が初めて調停委員というのをやらせていただいた事件でして、こちらが山梨県で初めての成立事案ということになりました。

この事件は、屋内のテニス練習場からの騒音です。古い体育館のようなテニス練習場でしたので、防音の設備等は全くないという状況で、窓から隣の家の窓まで2メートルほどしか離れていないという立地で、近年の温暖化の影響によって、窓をあけて練習することがありまして、その打球音、話し声などがうるさいというものでした。やはり夏にうるさかったのか、秋ごろに申し立てがありまして、窓をあけて練習する次の夏までに何とかルールをつくれたらいいねと調停委員の中で話し合いまして、何とか夏までに決着に至り、合意に至ったということで、成立することができました。初めての担当事件で、調停委員長になるときは本当にだまされたような気分だったのですが、委員や事務局に恵まれて、山梨県の初の成立事案として、あたふたしながらも何とか成立にこぎつけられて、ほっとしました。

その後、この表でいきますと⑤、⑦、⑨と、合計4件の事件を担当させていただいております。

木材加工場からの騒音・振動に関する調停(資料p.4～p.7)

それでは、本日の報告させていただきます⑦の事案の説明に移りたいと思います。

この事案は、木材加工場からの騒音・振動に関する調停ということで、申請日は平成25年3月27日でした。被害原因となる事業は、木材チップ加工工場が原因の事業でした。申請人は近隣住民の3名で、被申請人は工場を経営する法人で、対象となる公害紛争は、騒音・振動・粉じんが挙げられておりました。調停を求める事項といたしましては、騒

音・振動を法の規制基準値以下への低減すること、それから、粉じんの飛散防止、工場の作業時間の短縮を求めるとというのが申請書に書かれた内容でした。資料には防音壁の撤去という事項がありますが、これは2回目の調停期日のときに口頭で申告された申請事項でした。

事案の概要ですが、平成21年9月にこの木材チップ化機械が工場内で作業を始めて以降、たびたび市のほうに被害申告がありました。平成23年ころからは、行政を交えて話し合いが持たれるようになっていました。市の担当者による騒音計測の結果、区域区分第二種で、昼間が55デシベルという規制値だったにもかかわらず、ほぼ常時60デシベル以上、それから瞬間的には72デシベル出ることもあると確認されており、規制値を大きく超えているような状況でございました。市による促しもあって防音壁というのを設置したのですが、この設置の際にもトラブルがあって、今回の調停の中でも、その防音壁が非常に大きな問題になりました。そのトラブルとは、防音壁を設置したものの、基準に適合できず市から改善勧告が出されていましたが、軽減がなく、行政の対応も不満ということで、調停の申請となった次第です。

本件の特徴といたしましては、同じ敷地内に別の工場がありまして、下の地図をご覧くださいと、この青色のところと黄色のところの一つの続きの敷地になっていて、黄色のところには違う工場があります。その工場がこのチップ加工場よりも古いものでして、このことのトラブルというのが先行してありました。なので、感情的な対立が激しい中で、さらに騒音が大きくなったということもあり、感情的な対立は極めて高いものでした。

印刷されている地図のA、B、Cと書いてある、これが申請人3人の住宅ということになります。

工場の状況ですが、レジュメで、黄色い枠のところは木材置き場になっておりまして、その下の白い枠のところ、画面上ではチップ置き場と書いてあるところがチップを置く場所になっています。その右の白と黒の建物が工場自体ということになります。

工場の状態といたしましては、騒音の規制値というのを超えていることは明らかですが、数年前からの経緯によりまして、被申請人としては防音壁も建てているし、対策は行っているというふうに述べて、当初調停に非協力的でした。工場の形態、それから工場と住宅との距離もわずか2、30メートル程度ですので、そうなると、工場と住宅との距離から考えて、ほぼ打てる対策がない。もしくは、あっても非常に高額な費用を要することから、申請書を受け取ったときは行き先が分からない状況にあると思いました。

もう1点、被申請者の代表者が行政書士を同行したという特徴もございます。これは後で説明させていただきます。

まず、現場の状況について引き続き確認させていただきますが、防音壁の場所は、ちょっとわかりにくいですが、地図に赤い線と青い線が黄色い住宅との間にありますが、それが防音壁の場所です。赤いところが高い防音壁、青いところが低い防音壁が設置されています。

作業工程について説明させていただきます。トラックに材木が載せられてきて、グラップルという重機で材木をおろして材木置き場に置くと。そこで、グラップルソーという機械でつまみながらチェーンソーで切って長さをそろえるという作業が材木置き場で行われておりました。長さをそろえた材木をフォークリフトで工場まで運んで、ガラガラッと巻き上げて機械の中に入れる作業をしています。

工場の中には、バーカーという木材の皮をむく機械と、チップーと呼ばれる木材をチップに加工する機械があります。バーカーというのは、洗濯機のドラムが横になったような状況で、状態で、丸太がゴロゴロと転がりながらドラムの中の突起で皮をむくという機械で、非常に大きな音が出ます。それからチップーは、木が上から落とされながら粉碎されるようなイメージですので、こちら音も振動も非常に大きな機械が工場の中にはあります。

工場の中では通常の会話は極めて困難でした。そして、工場ですが、チップ置き場というふう書いてあるところに向かって、そこから材木を入れるという形になりますので、そちらが開口部ですね。ほぼ壁がないような状況になりますので、音が住宅街のほうに向かって流れ出てくるというような構造になっておりました。ほか三方は壁に囲まれており、住宅がある方向に向かって音も粉じんも流れてくるというような建ち方をしています。距離や形態から、工場を建て換えるなどの根本的なことをしないと、ほとんど改善の見込みがないというような状況でした。

調停経過（資料p. 8～p. 12）

第1回期日の前に、被申請人から行政書士を代理人とするという申し出がありました。顧問の行政書士だということで、報酬を受けて紛争を処理する、調停の代理人になるということは非弁行為に当たると考えられましたので、代理人としては承認しませんでした。代表者のほうは、代理人として行政書士を出席させることによって、代表者自身は出席しないという方向で考えていたということがありまして、当事者意識というのが低いということが懸念される場所でもありました。

ただ、後の調停が開かれてからわかってきたことですが、この法人自体が工場の移転を考えておまして、移転に際して行政への申請書、補助金への手続等の申請登記、行政書士が申請書を書いているというところもありましたので、その移転計画の進捗に詳しいということでした。通常の場合、社内の担当者というよりも、補助者として出席させるということもあるかと思いますが、それと同じような立場で、補助者として出席は認める。ただし、発言は認めない、代表者が話すということで、代表者に当事者意識をきちんと持ってもらおうというような工夫をさせていただきました。

調停期日の経過について、続いてご説明させていただきます。

まず、第1回の期日は平成25年5月17日に行われました。申請人、被申請人からの意見の聴取を行ったところ、被申請人のほうは、先ほど申しあげましたように、工場の移転を考えているということ述べておりました。ただ、この時点では、土地の買収、どこに

移転をするのかということも全く決まっていませんでした。単に土地を探しますという段階でしたので、調停委員会からは被申請人に対し、工場の移転計画を提出するように指示いたしました。というのは、長年の経緯で、当事者間に信頼関係がほとんどありませんでしたので、移転するといっても、調停を免れるためにごまかしているだけじゃないかと疑っているということがありましたので、きちんと移転する気持ちがあるのかどうなのか、具体的に動いているのかということを確認するために、調停を継続するという形にさせていただきました。

第2回の期日ですが、移転計画について比較的具体的に書面等を提出して説明がありましたので、それなりに本気だなというところはわかりました。ただ、まだ用地の買収等は進んでいないという状況でしたので、これもまた移転が実現するまでの間、どう申請人の不満を処理していくかについて、これから調停を進めていきたいと思いますという話になりました。

一番防音壁から近いところに申請人Bのお宅があります。まさに防音壁と間がほとんどないという状況で建っているため、日照を遮られているということがありまして、この防音壁を取ってもらいたいという要請が出ました。

要請はあったのですが、とりあえず、まず現地を調査に行きましょうということで、第1回目の現地調査を行いました。それが平成25年7月19日です。その際に騒音と振動の測定をいたしました。

騒音レベルですが、防音壁の外側のレベルで測定値が66デシベル、振動のレベルは、申請人の自宅の庭で45デシベルということで、規制基準値はどちらも60デシベルなので、振動は基準値を超えていないのですが、騒音はやはり大きく超えているという状況でした。

それから、行って見て初めてわかったことですが、先ほど申し上げました防音壁と申請人の自宅の庭の間のところ、この防音壁と自宅の庭の間の部分で低周波音が体感されましたので、測定をしたところ、ここが40ヘルツ付近で卓越しておりまして、92デシベルという非常に高い数字が測られました。これは、恐らく防音壁と自宅の壁で低周波音が増幅されて、その部分だけ局所的に強くなっているということがわかりました。その壁の間に立つと胸が苦しくなるような感覚がありましたので、非常にそこだけ強いのだなというのがありました。自宅の庭での振動というのは45デシベルですが、自宅の中に入ると体感する振動ももっと大きいということがありました。やはり低周波音で壁が揺すられて、自宅の中はさらに大きな振動になっているということが考えられました。

第3回の調停期日からの流れにつきまして、まずは、この調停の目標というか、どのように進めていくかというところで、移転計画というのを見守っていく中で、実現に向けて流していく。その間も申請人の不満を聞いて、少しでも騒音が大きくならないように注意をし続けるということ。それから、この防音壁ですね。防音の効果はほとんどないのですが、先ほど申し上げましたように低周波を増幅させて、申請人の方の家を揺すっていると思われるものについて、何とか撤去にこぎつけたいというのが我々の調停委員会としての

考えでした。なので、何度か調停期日を開いて、防音壁の切り下げについて何度も何度も説得を重ねたという経過になっております。第6回の調停期日におきまして、ようやく被申請人から防音壁を撤去してもいいですよという返答がありまして、第3回目の現地調査を行いまして、切り下げの位置を検討したという流れになっております。

防音壁について（資料p. 13～p. 16）

設置されている防音壁ですが、これは、板が斜めに32枚入っていて、ブラインドを閉めたような形状です。なので、音も粉じんも住宅側に入ってきてしまうという状況でした。日照を遮る高さもありましたので、どの程度の高さまで最低でも切り下げればいいのかを検討させていただきました。

この事件より前に、地権者とのトラブルが先行しておりまして、この防音壁は防音壁というよりも目隠しのような役割をしておりました。なので、はしごに登らなければのぞき見ができないということを、被申請人にも申請人宅に来ていただいて確認していただきました。

台の上に乗らないと、到底被申請人側は見えない高さを保って撤去しました。本来であれば、もう少し下まで取ったほうが壁と壁との反響という面では低くなったのですが、目隠しという意味もありますので、ここまでということになりました。

防音壁撤去に当たっては、合意書を作成しました。これは調停ではなくて、撤去する部分の明示と撤去期限、それから、多少は防音の効果がありましたので、騒音が増加する可能性があること、粉じんが舞ってくる可能性があること、それは了承しようということ。それから、敷地内をのぞき見しないこと、再設置を求めないこと。もっとうるさくなったらもう一回防音壁を建ててというようなことはもう言わないということ合意させました。過去の経緯から被申請人による②と③の要望が強かったために、書面にしたという経緯になります。

調停成立（資料p. 17～p. 18）

防音壁撤去の合意のほかには、工場移転計画の進捗状況の報告だとか、苦情がある場合の連絡方法の確立等々を順次行ってきたということもありまして、最終的に調停内容ということで、資料のような形で調停成立ということになりました。

この調停の成立の後、わずか半年ほどで工場自体は移転するということになりましたので、わずかな期間のための調停の内容でしたが、規制値を超える大きな騒音があるという中で、不満を少しでも軽減させてあげたいという気持ちで、調停委員会として成立させることができたことはよかったなと思っております。

工夫点と感想（資料p. 19）

長くなりましたが、最後にまとめといたしまして、この調停で工夫とか感想ですが、調停成立まで10回の期日、3回の現地調査を行いまして、1年5カ月という長い期間を要しました。これは、移転がより具体化するまできちんと見守っていきましょうという意識と、どこかで調停成立という意識との兼ね合いの中で、このような期間となりました。

騒音が基準値を超えているのは明確であったため、各期日において、申請人から特に騒音がひどかった日や時間を聞き取ることによって、被申請人に伝えて、どのような感覚を相互に抱いているのかを伝え合うということをしていただきました。防音壁撤去のときの合意書だけでなく、調停条項のような約束事を徐々に明確化させて、守らせていくことによって、最終的に合意を迎えたという感想です。

先ほどの国松先生の講演の中にもありましたが、騒音とか振動とかというのは、規制値を超えている、超えていないということだけでなく、やはり体感とか人による感じ方というのがございますので、その不満を少しでも軽減していくことで、このような調停に立てたのではないかと思っております。

ご清聴ありがとうございました。